別紙様式第三を次のように改める。

別紙様式第三

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

支払又は支払の受領に関する報告書

（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）

（該当分に○）
1．支　払　　2．支払の受領

報告年月日：

財務大臣殿
（日本銀行経由）

支払又は支払の受領の実行日	

1　報告者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住所又は所在地

担当者の氏名（電話番号）

2　取引の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体）

氏名又は名称

所在国又は地域

業種番号（15～17）（「4　国際収支項目番号」が記入要領3に該当する場合に記入）

3　金額（決済通貨により記入すること。）（18～29）

（記入要領）

1　西暦により記入すること。

2　「2　取引の相手方」欄には、原取引（支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の原因となった取引）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体）を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合には、支払等の相手方を記入して差し支えない。

3　業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合に、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合に記入すること。

なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、報告者の業種番号に代えて当該株式等の発行体の業種番号を記入すること。

4　非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金（預入期間が十日以内のものに限る。）を行う場合であって、本省令第1条第2項第1号ハ又はニに該当する場合には、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。

（注）

1　貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

2　月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

4　国際収支項目番号
（本省令別表第1に定める番号を記入すること。該当する項目が2以上にわたる場合は、番号を連記し当該番号に対応する金額をかっこ書すること。）（30～32）

5　報告者の区分（33）
（該当分に○）

1．銀行
2．その他金融機関
3．一般政府
4．中央銀行
5．その他

業種番号
（上記5のうち「4　国際収支項目番号」が記入要領3に該当する場合に記入）（34～36）
（　　）

日本銀行使用欄			
国	（37～39）	通貨	（40～42）

銀行等又は資金移動業者使用欄

整理番号等（43～47）

取扱店舗名

（日本工業規格A5）